

広島県告示第二十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第十九条第二項の規定によつて、国土調査の成果を次のとおり認証した。

令和八年一月二十二日

広島県知事 横田美香

- 一 調査を行つた者の名称
三次市
- 二 調査を行つた期間
平成二十七年六月から平成二十九年二月まで
- 三 成果の名称
三次市地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行つた地域
三次市布野町横谷の一部
- 五 認証年月日
令和八年一月八日